

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（骨子案）

- 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 1 基本的な考え方
 - 2 我が国の現状
 - 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

 - 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 1 配偶者暴力相談支援センター
 - 2 女性相談支援員
 - 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等
 - 4 被害者からの相談等
 - 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等
 - 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等
 - 7 被害者の自立の支援
 - 8 保護命令制度の利用等
 - 9 職務関係者による配慮・研修及び啓発
 - 10 苦情の適切かつ迅速な処理
 - 11 教育啓発
 - 12 調査研究の推進等

 - 第3 国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 1 国の行政機関
 - 2 地方公共団体

 - 第4 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価
 - 2 基本計画の策定・見直しに係る指針
- 別添 保護命令の手続

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。